

第1回ワーキンググループ（令和8年2月6日）における意見概要 【学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱い】

（1）基本的な考え方

<総論>

- 改訂後の学習指導要領がスタートする時期と、部活動改革に関する改革実行期間、改正給特法等の実施スケジュールなどの時間軸の兼ね合いを意識しながら検討を行う必要がある。
- 今回の学習指導要領改訂は中学校では令和13年度から全面実施が予定されているところ、そこから先の10年という長期的なスパンで考え、どういう記載としていくべきかについて、慎重に検討する必要がある。
- 部活動は運動部のほか文化部等もあるため、学習指導要領の総則に記載するのが良い。
- 学習指導要領の記載に当たっては、①実態を踏まえて現実的な内容を記載する、②長期的に目指す方向性・メッセージを記載する、という両方のやり方があるが、今回は、基本的には、学習指導要領の本体では現実的な姿を想定した記載としつつ、解説の方で方向性を記載し適宜ライトしていくという整理になるのではないか。
- 働き方改革と強く連動している給特法による処遇改善の完成年度が令和13年度と、学習指導要領の全面実施の時期と符合していることを踏まえ、学習指導要領の本体も解説も、その長期的な方向性が駆動するような形の記載にしてほしい。
- これからの日本のスポーツ環境をどうするかといった大きな議論も進められている状況にあるので、それも意識しながら学習指導要領の本体と解説の内容を検討する必要がある。
- 学習指導要領と、部活動改革に関する新たなガイドラインは、いずれも我が国の教育の未来を国民に示す重要なものであるため、双方が矛盾のない形で組み合わせられると良い。

<記載の枠組み>

- 現行の学習指導要領で部活動の記載があるのは非常に意味のあること。部活動の記載がなくなると、教師の引率や旅費支出等の根拠が失われたり、働き方改革の面からの裏付けがない制度になってしまう可能性があるため、ぜひ部活動についても記載をしてほしい。

- 自治体によっては部活動に代わる地域での受け皿がない場合も考えられるので、現場の実態を踏まえた記載とすべき。
- 部活動を地域展開した後、校長が大会等に参加する生徒について出席扱いの判断をするためにも学習指導要領上の根拠が必要であり、（部活動と地域クラブ活動についての）トータルな記載が必要。
- 地域クラブ活動の普及を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合などに実施される学校部活動に関しても一定の記載をすべき。
- 中学校等においては、部活動の地域展開を進めている中で、部活動と地域クラブ活動が今後も並列で動いていくかのような誤解を招かないよう注意が必要。

<高等学校・特別支援学校関係>

- 高等学校については中学校とは事情が異なるため、異なる記載内容となっても良い。高等学校の部活動の在り方に関しては今後更なる検討を行うことも必要なのではないか。
- 特別支援学校や中高一貫校では中学部と高等部が一緒に部活動を実施しているところもあるため、そうした点への配慮等も必要。

<学習指導要領の本体と解説のすみ分け>

- 学習指導要領の本体では大まかな枠組み・概要について記載し、詳細については学習指導要領の解説で記載するというすみ分けが良いのではないか。
- 学習指導要領の本体については簡単に見直しができるものではないため、本体では要点だけ示し、解説の中で詳細等を記載し、必要に応じて解説のリライトをしていくのが良いのではないか。

(2)「部活動」に関する記載内容

- 教師を部活動の顧問にする場合には、他の校務分掌といった個々の事情などを十分に踏まえ、活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの柔軟な取組を行い、教師の働き方改革、負担軽減に十分に留意することについて記載が必要。
- 部活動改革に関する総合的なガイドラインを踏まえて、具体的かつ適切な指導、安全・安心の確保の観点から、体罰・暴言・いじめ等の不適切行為等の根絶や、合理的で効果的な活動の推進、ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究等の知見などを踏まえた適切な

活動時間や休養日の設定などにも言及する必要がある。

- 部活動に関しては、子供たちのウェルビーイングと人権への配慮、社会的公正を実現するため、体罰・暴言等の防止についてしっかりと記載すべき。
- 学習指導要領解説では、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中でその教育効果が発揮されることが重要である、という点はぜひ残してほしい。また、生徒の自主的・自発的な参加により行われるという点も重要。
- 部活動は、「主体的・対話的で深い学びの実装」や、「多様性の包摂」、「実現可能性の確保」といった学習指導要領改訂の基本的方向性を教育課程外において具現化できる活動として位置づけることが必要なのではないか。

(3) 「地域クラブ活動」に関する記載内容

- 地域展開後の地域クラブ活動は教育的意義を有する活動であり、生徒が継続的にスポーツや文化活動に親しむ機会を確保し、生徒の健全育成に資するものであるため、活動の実施にあたっては指導者や場所も含めて学校との緊密な連携が必要である旨の記載が必要。
- 中教審において、学習指導要領改訂の基本的方向性として、「多様性の包摂」というキーワードが出てきているが、部活動の地域展開においても、既成の枠を超えた「新たな価値の創出」も非常に重要であり、そうした方向性も明らかになると良い。
- 部活動の地域展開については、全国的にはモザイク状になっていくことが想定されるが、例えば、希望する教師の兼職兼業を本人の意思もしっかりと確認した上で進めていく方向性をしっかりと記載することも重要。